役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人小岩井農場財団(以下「財団」という)の定款第20条 及び第37条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事 項を定める事を目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ る。
 - (1) 役員とは、定款第31条に基づき置かれた、理事及び監事を言う。
 - (2) 代表理事、及び業務執行理事とは、定款 31 条に基づき置かれた者をいう。
 - (3) 評議員とは、定款第16条に基づき置かれる者をいう。
 - (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で 定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職 手当であってその名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
 - (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

- 第3条 財団は、役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。
 - 2. 評議員には、定款第20条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 代表理事の報酬は別表の1に基づき支払うものとする。
 - 2. 業務執行理事の報酬は別表の2に基づき支払うものとする。
 - 3. 代表理事、業務執行理事以外の役員に対する報酬は別表の3に基づき支払うものとする。
 - 4. 評議員の報酬等は、定款第20条に定める金額の範囲内において、別表の4に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 役員の報酬は毎月25日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって、本人の指定する名義の金融機関口座に振り込むことにより支給する。

2. 報酬等は、控除すべき金額及び立替金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 財団は、役員及び評議員がその職務の執行に当って負担した費用については、これ を請求のあった日から遅滞無く支払うものとする。

(公表)

第8条 財団はこの規程をもって、報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関する事項は、必要な場合は、理事長が理事会の承認を得て、 別に定めるものとする。

別表

名称	報酬額
1. 代 表 理 事	理事会・評議員会に出席毎に 10,000 円
2. 業務執行理事	該当者無しの為定めず
3. 上記 1.2 以外の役員	理事会・評議員会に出席毎に 10,000 円
4. 評 議 員	評議員会に出席毎に 10,000 円